

関東信越税理士会

熊谷支部 1 月例会次第

日時 令和5年1月12日(月)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|-----------------|---|---------------------|
| (1) 12月12日(月) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月12日(月) | 関係機関との協議会・例会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 12月12日(月) | 支部理事推薦委員会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 12月12日(月) | 忘年会(兼合同地区委員会) | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (5) 12月13日(火) | 四者協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (6) 1月6日(金) | 熊谷商工会議所 新春賀詞交歓会 | 於 | 熊谷スポーツホテル PARK WING |
| (7) 1月6日(金) | 深谷商工会議所 新春賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (8) 1月10日(火) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (9) 1月10日(火) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (10) 1月10日(火) | 熊谷税務署との新年懇親会 | 於 | 酒蔵 はっかい |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・関係機関との協議会
日時 1月12日(木)午前9時30分～10時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 1月12日(木)午前10時45分～0時15分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 令和4年度第2回理事会
日時 1月12日(木) 例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 正副支部長・地域長会議
日時 2月3日(金)午後2時30分～
場所 支部事務局
- (5) 熊谷税務署との協議会
日時 2月3日(金)午後3時45分～
場所 熊谷税務署
- (6) 熊谷支部臨時総会
日時 2月7日(火) 例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス
- (7) 理事予定者会議
日時 2月7日(火)午後11時30分～12時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (8) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部 20周年祝賀会・新年賀詞交歓会
日時 2月7日(火)午後5時45分～
場所 キララ上柴
- (9) 確定申告期 税務支援視察
日時 2月20日(月)午前10時50分～
場所 キララ上柴

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

支部推薦

埼玉県連会員相談室相談員

戸井田利夫会員・納見 宏会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転出

中澤仁之(令和4年12月21日より大宮支部所属)

〒330-0801 さいたま市大宮区土手町2-9-9アーバンレックス102中澤仁之税理士事務所

TEL 048-871-6941

熊谷支部 会員数165名

6. 次回例会予定

日時 2月7日(火)午前10時30分～ 関係機関との協議会・例会

場所 ホテルガーデンパレス

バス 午前10時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 2月7日(火)午後1時00分～5時00分

内容 「綱紀監察事例研修」

「令和4年分 確定申告研修」

講師 熊谷税務署 各担当官

単位 4単位

バス 午後12時40分 熊谷駅南口

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名:kumazei パスワード:kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>



県連 ユーザー名:member パスワード:skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名・パスワード共に: taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に: kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名:zei パスワード:szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

3月例会 3月27日(月) 午後 2時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

日時 令和5年1月12日
10時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 令和5年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について

(管理運営部門)

別添1「令和5年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」

(2) 法定調書合計表の提出について (管理運営部門)
別添2「法定調書の作成・提出は、e-Taxで!!」

(3) 国税還付金振込通知書の電子通知制度の開始について (管理運営部門)
令和5年6月から、対象となる申告手続等をe-Taxにより行った者のうち、希望する者に対して、従来の書面による国税還付金振込通知書等の発送に代えて、電子通知を行うことが可能になります。

なお、一部の手続に関しては、令和5年1月4日のシステム修正により、先行してチェックを入れる「希望欄」が表示されることとなりますが、実際の電子通知の運用開始は6月以降になりますので、それまでの間はチェックボックスを利用しないようお願いいたします。

また、それまでの間、チェックボックスにチェックをつけた状態でも申告書等の送信は正常に行われますが、還付金の振込通知は従来通り書面で行われますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

(4) 所得税の確定申告書の早期提出について (個人課税部門)
確定申告書の提出につきましては、例年、確定申告期限直前に集中する傾向があります。

申告書の早期提出は、納税者にとって還付金の早期受領などの利点があり、また、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から提出時の混雑を避ける必要がありますので、引き続きe-Tax代理送信による早期提出を行っていただくとともに、やむを得ず書面で提出される場合には、完成した申告書から順次提出・郵送いただくなど、申告書の早期提出についてよろしくお願ひします。

(5) 深谷アリオ会場における税理士無料相談について (個人課税部門)
無料相談会場に会場される大部分の方は、マイナンバーカード方式によるスマホ申告が可能な方であるため、スマホ申告をご経験していただくことで、来年以降、自宅からの申告が可能となると考えます。つきましては、会場した方でスマホ申告を希望される納税者の方がいらっしゃいましたら、積極的にご対応いただきますようよろしくお願ひします。

(6) 相続税申告において「提出をお願いしている書類」の見直しについて (資産課税部門)

別添3「イメージデータで提出可能な添付書類(相続税申告)」

別添4「相続税申告のためのチェックシート(令和5年1月以降提出用)」

別添5「税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート【相続税】」

相続税申告については、法定書類や申告書作成時の検討資料などの添付書類の送信に係る対応が大きな負担であり、電子申告の普及のために早急に改善すべきといったご意見をいただいたことから、相続税の申告手続における「提出をお願いしている書類」の見直しを行い、別添3のとおり「法定書類」、「提出をお願いしている書類」及び「提出が可能な書類」を整理し、別添4及び5のとおり添付書類を明記する様式改定を行いましたので、令和5年1月1日以後に提出する

申告手続きにおいては、当該様式に基づき添付書類をご提出いただくようお願いいたします。

なお別添4及び5については、電子申告・書面申告にかかわらず申告書作成に当たってのチェックシートとしてご活用いただき、申告書に添付して提出するようお願いいたします。

また、別添5については、これまでと同様に関東信越国税局版を作成し、税理士会ホームページに掲載していただく予定となっておりますが、それまでの間は国税庁作成の様式をご活用いただきますようお願いいたします。

(7) 相続税のe-Taxに関するアンケートについて (資産課税部門)
別添6「相続税のe-Taxに関するアンケート」

税理士の皆様の相続税のe-Taxに関するご意見・ご要望をいただき、相続税e-Taxの更なる利便性の向上に役立てていくため、別添6「相続税のe-Taxに関するアンケート」を令和5年2月28日(火)まで実施しておりますので、ご協力をお願いいたします。

(8) 贈与税e-Taxの積極的利用について (資産課税部門)

贈与税のe-Taxにつきましては、令和3年分の申告においても利用が拡大されるなど、税理士会の皆様のご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

贈与税の申告については、税理士及び税理士法人の関与割合が高く、贈与税のe-Taxの利用を更に促進するためには、税理士の皆様にご利用いただくことが極めて重要と考えておりますので、引き続き、贈与税のe-Taxの積極的なご利用について、ご協力いただきますようお願いいたします。

(9) 譲渡所得及び贈与税のお知らせはがきの送付について (資産課税部門)

令和4年分譲渡所得及び贈与税の申告案内のお知らせはがきを1月30日(月)に一括送付を予定しております。関与先等から問合せがございましたら、ご対応いただくようお願いいたします。

(10) 令和5年度税制改正大綱におけるインボイス制度について (個人・法人課税部門)
別添7「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」

税理士会の皆様には、インボイス発行事業者の早期登録申請にご協力いただき誠にありがとうございます。

今後も引き続き、取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている関与先については、早期の登録申請をお願いいたします。

なお、国税庁HPには、関与先事業者やその取引先が要否などを検討するに当たってのチェックシートを用意しておりますので、是非ご活用ください。

また、令和5年度税制改正の大綱が昨年12月23日に閣議決定され、インボイス制度について新たな負担軽減措置のほか、登録申請手続の柔軟な運用方針が示されました。この閣議決定に基づき、本年10月1日に登録を受けようとする事業者が申請期限の本年3月31日後に提出する登録申請書に「困難な事情」の記載がない

としても、本年9月30日までの申請については、登録開始日を本年10月1日とすることとなります。

そのほか、インボイス制度の大綱内容については、法案成立前ではありますが、別添の財務省リーフレット（「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」）が財務省HPに掲載されておりますので参考にしてください。

(11) 源泉所得税の納付等について (法人課税部門)

1月は毎月納付に加え、納期特例適用者の納付期限となっておりますので、期限内納付について、関与先へのご指導をよろしくお願いいたします。

なお、3月初旬には、納付が確認できなかった源泉徴収義務書の方々に「納付照会のはがき」を送付予定ですので、ご承知おきください。

添付書類

- 1 「令和5年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」
- 2 「法定調書の作成・提出は、e-Taxで!!」
- 3 「イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）」
- 4 「相続税申告のためのチェックシート（令和5年1月以降提出用）」
- 5 「税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート【相続税】」
- 6 「相続税のe-Taxに関するアンケート」
- 7 「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」

5 県税事務所からの連絡事項

○個人事業税に関する照会文書について

添付書類

「個人事業税に関する照会文書の送付について」

6 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

(1) 令和5年度市（町）民税・県民税申告受付について (個人住民税)

令和5年度市（町）民税・県民税申告受付について、各市町にて受付会場を開設します。

詳細につきましては、各市町の広報誌、ホームページ等をご確認ください。

◎開催期間

【熊谷市】

2月16日（木）～3月15日（水）	熊谷市役所本庁舎
2月10日（金）～2月17日（金）	妻沼行政センター
2月20日（月）～2月24日（金）	熊谷文化創造館さくらめいと
2月27日（月）～3月2日（木）	大里行政センター
3月6日（月）～3月10日（金）	江南行政センター

○受付時間

9時から15時30分（「さくらめいと」のみ9時15分から15時30分）

※2月19日（日）、23日（木・祝）、26日（日）を除いて、土・日曜日、祝日は実施しません。

【深谷市】

1月18日（水）～2月13日（月）	深谷市役所本庁舎（1階東側） ※市県民税申告のみ
2月15日（水）～2月17日（金）	花園公民館
2月19日（日）～2月21日（火）	川本公民館
2月22日（水）、24日（金） 2月26日（日）～3月1日（水）	幡羅公民館
3月2日（木）～3月3日（金） 3月6日（月）	岡部公民館
3月7日（火）～3月10日（金） 3月13日（月）～3月15日（水）	南公民館

○受付時間

・本庁舎

午前8時30分～午後5時15分（木曜日は午後7時15分まで）

・各公民館

【午前】9時から11時 【午後】1時から4時

※2月19日（日）、26日（日）を除いて、土・日曜日、祝日は実施しません。

【寄居町】

2月16日（木）～3月15日（水）	寄居町役場本庁舎
-------------------	----------

○受付時間

9時から11時30分、13時から15時30分

※2月19日（日）、26日（日）を除いて、土・日曜日、祝日は実施しません。

なお、会場内の混雑緩和のため、受付地区の指定を行っているほか、混雑時には時間調整・入場制限・再来場をお願いする場合があります。市（町）民税・県民税申告書は郵送でも提出できますので、御周知いただきますようお願いいたします。

(2) 令和5年度(令和4年分)給与支払報告書(総括表)の提出について(個人住民税)

令和5年度(令和4年分)給与支払報告書(総括表)の提出期限が1月31日(火)までとなっています。必要事項を記入の上、個人別明細書と合わせて御提出いただくようお願いいたします。

なお、新規事業所等におきまして必要となる場合、御連絡をいただければ送付いたします。また、ホームページからもダウンロードできます。

関与先から質問等があった場合には御指導くださるようお願いいたします。

令和5年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について

1 延滞税

区分	令和5年1月1日～
年 7.3%部分	年 2.4%
年 14.6%部分	年 8.7%

2 利子税

区分	令和5年1月1日～	
利子税（以下を除く）	年 0.9%	
相続税・贈与税の延納利子税	税務署へお問合せください	
相続税・贈与税の 納税猶予に係る 利子税（注）	年 6.6%部分	年 0.8%
	年 3.6%部分	年 0.4%

（注）農地等の納税猶予、非上場株式の納税猶予、山林の納税猶予、医療法人の持分についての納税猶予、事業用資産についての納税猶予及び特定美術品についての納税猶予に係る利子税をいう。

3 還付加算金

区分	令和5年1月1日～
還付加算金	年 0.9%

法定調書の 作成・提出は、^{イータックス}e-Tax で!!

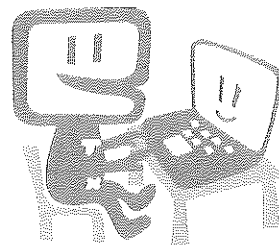
税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、
国税電子申告・納税システム (e-Tax) を利用して法定調書を提出することができます。

特に

e-Tax ソフト (WEB版)

eLTAX (地方税ポータルシステム)

を利用すると便利です。



e-Tax ソフト (WEB版) で簡単提出

(対象)

「給与所得の源泉徴収票」

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」

「不動産の使用料等の支払調書」

などの法定調書 (裏面参照)

・e-Taxソフトをインストールすることなく、
WEB上で法定調書の作成・提出ができます。

・表計算ソフト等により作成した CSV ファイルの
読込ができます。

eLTAX で市区町村と税務署に同時提出

(対象)

市区町村

「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」

税務署

「給与所得の源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」

・eLTAX を利用することで、
支払報告書の電子申告 (eLTAX) 用のデータと
源泉徴収票の電子申告 (e-Tax) 用のデータ
を同時に作成し、
支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ
源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ
一括提出することができます。

(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/00303/>)

光ディスク等 (CD・DVDなど) による提出

e-Tax ソフト (WEB版) で提出ができない大量の法定調書 (20MB 超、目安 6,000 枚超)
を提出する場合には、光ディスク等 (CD・DVD など) で提出する方法もあります。

なお、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書の提出が義務付けられていない方
が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請が必要です。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/hoteichosho/02.htm>)



e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が 100 枚以上である
法定調書については、e-Tax、光ディスク等 (CD・DVD など) 又はクラウド等による提出が義務化さ
れています。

例えば、令和3年に提出する「給与所得の源泉徴収票」の提出枚数が 100 枚以上であった場合、令和
5年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等により提出する必
要があります。

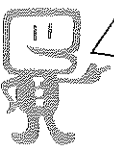
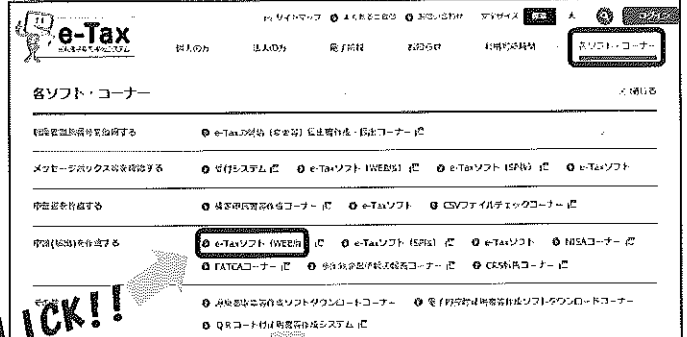
(https://www.e-tax.nta.go.jp/hoteichosho/hoteichosho_gimuka.htm)



e-Tax ソフト (WEB版) で CSV 読込が便利!

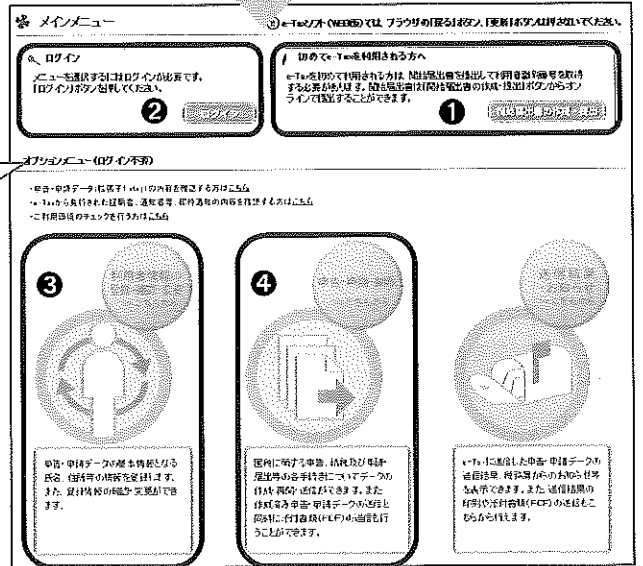
- e-Tax ソフト (WEB 版) は、e-Tax ソフト (通常版) のダウンロードやパソコンへのインストールをすることなく、WEB 上での入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出を行うことができます。
- ここでは、エクセルを利用して作成した CSV ファイルを読み込む方式で作成・提出する場合の流れについて説明しています。

- e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書 (及び同合計表)
 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



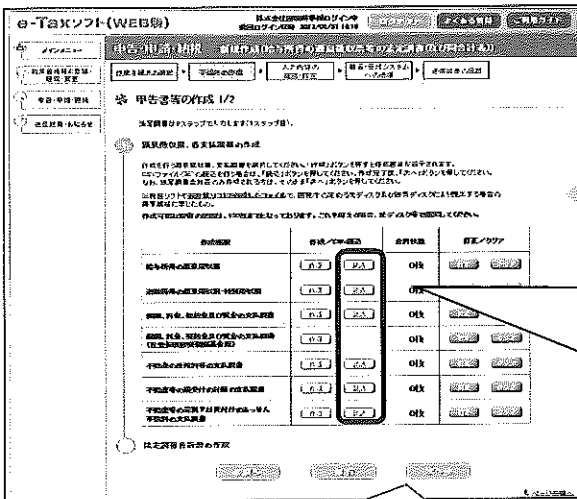
e-Tax ホームページ
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>) にアクセスし、まず、右上部の「各ソフト・コーナー」をクリックし、次に「e-Tax ソフト (WEB 版)」をクリックします。

CLICK!!

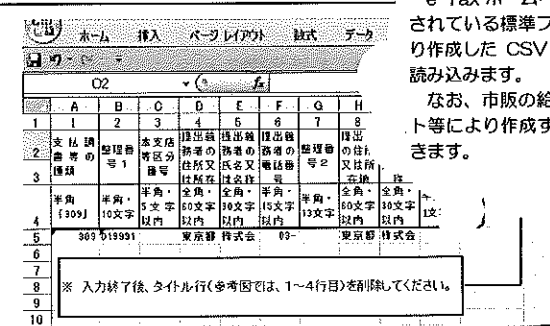


e-Tax を初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出をしてください。既に e-Tax をご利用の方は②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います (e-Tax ソフト (WEB 版) を初めて利用する場合のみ、③の手続きが必要です)。



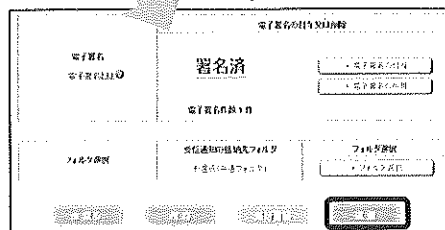
「読込」ボタンを選択し、提出する法定調書の CSV ファイルを読み込んだ後、「次へ」ボタンを押します。その後、法定調書合計表を併せて作成します。



e-Tax ホームページに掲載されている標準フォームにより作成した CSV ファイルを読み込みます。なお、市販の給与計算ソフト等により作成することもできます。

電子署名を付与して
あとは、送信するだけ!

(注) e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書の作成可能データ上限は、データサイズ 20MB (目安 6,000 枚程度) です。



CSV ファイル作成の詳細はコチラ



(<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/hoteichoshou.htm>)

**イメージデータで提出可能な添付書類
(相続税申告)**

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
 なお、添付書類の名称は、例示として掲げているものであり、送付する添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出することができます。
 また、この一覧は、令和 4 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。

I 法令上提出する必要がある書類

	主な項目	添付書類の名称
1	e-Taxによる提出ができない申告書	e-Taxにより提出ができない申告書 (以下「e-Tax未対応申告書」という。) は、イメージデータでの提出を可能としております。 e-Tax未対応申告書は、「相続税申告等のe-Tax提出方法一覧」によりご確認ください (イメージデータにより提出が可能な帳票は、「PDF」と表示しています。)
2	一般の場合 (3~5の特例等の適用を受けない場合) (相続税法第27条)	次のいずれかの書類 (1) 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本 (相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの) (2) 図形式の法定相続情報一覧図の写し (子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り、) なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
3	相続時精算課税適用者がいる場合 (相続税法第27条)	①上記2に掲げる書類 ②被相続人の戸籍の附票の写し (※) ※ 相続開始の日以後に作成されたものに限り、。
4	配偶者の税額軽減の適用を受ける場合 (相続税法第19条の2)	①上記2に掲げる書類 ②遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ③相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの) ④申告期限後3年以内の分割見込書 (申告期限内に分割ができない場合)
	小規模宅地等の特例の適用を受ける場合 (租税特別措置法第69条の4)	【共通】 上記4に掲げる書類
	【特定居住用宅地等】	
	・被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類 ※ 特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー (個人番号) を有する者である場合には提出不要です。
	・被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合	①相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類 (※) ②相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ③相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類 ※ 特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する者である場合には提出不要です。
	・被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合	①被相続人の戸籍の附票の写し ②介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写しなど ③施設への入所時における契約書の写しなど
	【特定事業用宅地等】 ※ 特定事業用宅地等が一定の郵便局舎の敷地の用に供されている場合に限り、。	総務大臣が交付した証明書
	【特定同族会社事業用宅地等】	①法人の定款の写し ②法人の発行済株式の総数 (又は出資の総額) 及び被相続人等が有するその法人の株式の総数 (又は出資の総額) を記載した書類でその法人が証明したもの
	【貸付事業用宅地等】 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものである場合に限り、。	過去4年分の所得税青色申告決算書 (不動産所得用) の写しなど被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

II I 以外で提出をお願いしている書類

主な項目	添付書類の名称
1 申告書作成時の検討内容を確認する書類	①相続税の申告のためのチェックシート ②税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕
2 相続財産の分割等に関する書類	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し（配偶者の税額軽減などの適用を受ける場合には、法令上提出する必要がある書類となります。）
3 財産の評価に関する書類	①取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ②上場株式の評価明細書 ③登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 ④土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 ⑤配偶者居住権等の評価明細書 ⑥一般動産及び船舶の評価明細書 ⑦定期借地権等の評価明細書 ⑧市街地農地等の評価明細書 ⑨山林・森林の立木の評価明細書 ⑩特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書 ⑪営業権の評価明細書 ⑫定期金に関する権利の評価明細書 ⑬信託受益権の評価明細書 ⑭実測図等の写し（地形図の分かるもの） ⑮評価方法の明細（その他の財産に係る評価）
4 相続税額の2割加算が行われる場合	①遺言書の写し ②贈与契約書の写し

Ⅲ I・II以外で提出が可能な書類(添付書類は例示)

主な項目	添付書類の名称
1 不動産に関する書類	①所有不動産を証明するもの(固定資産税評価証明書、登記事項証明書等)の写し ②賃貸借契約書の写し ③小作に付されている旨の農業委員会の証明書の写し など
2 事業(農業)用財産に関する書類	資産・負債の残高表の写し など
3 有価証券に関する書類	①証券、株券、通帳又はその預り証の写し ②配当金支払通知書(保有株数表示)の写し など
4 現金・預貯金に関する書類	①預貯金・金銭信託等の残高証明書の写し ②預貯金通帳の写し など
5 家庭用財産に関する書類	評価に当たって参考とした資料
6 生命保険金等に関する書類	①保険証券の写し ②支払保険料計算書の写し など
7 退職手当金等に関する書類	取締役会議事録の写し など
8 立木に関する書類	①立木証明書の写し ②森林経営計画書の写し ③森林簿の写し ④森林組合等の精通者意見の写し など
9 その他の財産に関する書類	①借用証の写し ②会員証(券)の写し ③賃貸借契約書、通帳、領収書(控)の写し ④損害保険契約に係る保険証券の写し ⑤損害保険契約に係る支払保険料計算書の写し ⑥車検証の写し など
10 債務に関する書類	①納付書の写し ②納税通知書の写し ③請求書の写し ④手形の写し ⑤賃貸借契約書の写し ⑥相続権利放棄申述の証明書の写し など
11 葬式費用に関する書類	①領収証の写し ②請求書の写し など
12 生前贈与財産の相続財産への加算に関する書類	①贈与証書の写し ②預貯金通帳の写し ③「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与に係る管理残額の写し など
13 財産の評価に関する書類	①土地の賃貸借契約書の写し ②住宅地図の写し ③固定資産税評価証明書の写し ④納税通知書の写し ⑤不動産売買契約書の写し ⑥土地の現況写真 など
14 小規模宅地等の特例の適用を受けるときに居住用の部分と貸付用の部分がある場合	賃貸借契約書の写し など
15 障害者控除額がある場合	障害者手帳の写し など

※法令により「登記事項証明書(不動産及び商業・法人)」の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は [こちら](#) のページをご覧ください。

相続税の申告のためのチェックシート（令和5年1月以降提出用）

このチェックシートは、相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項をまとめたものです。申告書作成に際して、検討の上、申告書に添付してご提出くださるようお願いいたします。

なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。

また、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例』（特例措置）の適用要件チェックシート」等、個人の事業用資産についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は「『個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除』の適用要件チェックシート」等の確認もお願いいたします（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。）。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
相続財産	相続財産の分割等	① 遺言書がありますか。 ② 相続人に未成年者はいませんか。 ③ 戸籍の謄本等がありますか。 ④ 遺産分割協議書がありますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書又は公正証書による遺言書の写し ○ 特別代理人選任の審判の証明書 ○ 戸籍の謄本等（注1） ○ 遺産分割協議書の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※
	不動産	① 未登記不動産はありませんか。 ② 共有不動産はありませんか。 ③ 先代名義の不動産はありませんか。 ④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。 ⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。 ⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権）及び他人の農地を小作（耕作権）しているものではありませんか。 ⑦ 貸付地について、「土地の無償返還に関する届出書」は提出されていませんか。 ⑧ 土地に縄延びはありませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等） ○ 賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書 ○ 土地の無償返還に関する届出書 ○ 実測図等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
相続	事業（農業）用財産	○ 事業用財産又は農業用財産の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>	○ 資産・負債の残高表、所得税青色申告決算書・収支内訳書	<input type="checkbox"/>	
	有価証券	① 株式・出資・公社債・貸付信託・証券投資信託の受益証券等の計上漏れはありませんか。 ② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含まれます。） ③ 増資等による株式の増加分や端株についての計上漏れはありませんか。 ④ 株式の割当を受ける権利、配当期待権はありませんか。 ⑤ 日本国外の有価証券はありませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 証券、株券、通帳又はその預り証 ○ 証券、株券又はその預り証 ○ 配当金支払通知書（保有株数表示） ○ 評価明細書等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
財産	現金・預貯金	① 相続開始日現在の残高で計上していますか。（現金の残高も確認しましたか。） ② 郵便貯金も計上していますか。 ③ 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の預金も含まれます。） ④ 日本国外の預貯金はありませんか。 ⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。利息は、相続開始日に解約とした場合の利率で計算し、その額から源泉所得税相当額を控除します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 預貯金・金銭信託等の残高証明書、預貯金通帳等	<input type="checkbox"/>	
	家庭用財産	○ 家庭用財産の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>			
産	生命保険金・退職手当金等	① 生命保険金の計上漏れはありませんか。 ② 生命保険契約に関する権利の計上漏れはありませんか。 ③ 契約者が家族名義などで、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約はありませんか。 ④ 退職手当金の計上漏れはありませんか。 ⑤ 弔慰金、花輪代、葬祭料等の支給を受けていませんか（退職手当金等に該当するものではありませんか。）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等 ○ 退職金の支払調書、取締役会議事録等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

➤次頁に続く。

被相続人氏名

相続人代表

住所

氏名

電話 ()

関与税理士	所在地		
	氏名		電話

(資 4-81-1-A4統一)

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。	
相続財産	立木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	<input type="checkbox"/>	○ 立木証明書、森林経営計画書、森林簿、森林組合等の精通者意見など	<input type="checkbox"/>		
	その他の財産	① 貸付金、前払金等はありませんか。 ② 庭園設備はありませんか。 ③ 自動車、ヨット等はありませんか。 ④ 貴金属(金地金等)、書画、骨とう等はありませんか。 ⑤ ゴルフ会員権やレジャークラブ会員権等の計上漏れはありませんか。 ⑥ 未取給与、未取地代・家賃等はありませんか。 ⑦ 未取配当金の計上漏れはありませんか。 ⑧ 特許権、著作権、営業権等はありませんか。 ⑨ 未取種の農産物等はありませんか。 ⑩ 所得税及び復興特別所得税の準確定申告の還付金はありませんか。 ⑪ 損害保険契約に関する権利の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 法人税の確定申告書(控)、借用証等 ○ 現物の確認(最近取得している場合は、取得価額の分かる書類) ○ 会員証(券) ○ 賃貸借契約書、通帳、領収書(控) ○ 評価明細書 ○ 総勘定元帳、決算書 ○ 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書(控) ○ 保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	□※
債務・葬式費用	債務	① 借入金、未払金、未納となっていた固定資産税、所得税などの計上漏れはありませんか。 ② 預り保証金(敷金)等の計上漏れはありませんか。 ③ 相続を放棄した相続人はいませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 納付書、納税通知書、請求書、手形 ○ 賃貸借契約書 ○ 相続権利放棄申述の証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	葬式費用	① 法要や香典返しに要した費用が含まれていませんか。 ② 墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 領収証、請求書等	<input type="checkbox"/>		
生前贈与財産の相続財産への加算		【相続時精算課税】 ① 相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産は加算していますか。 ② 相続時精算課税適用者がいる場合に必要書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 贈与税の申告書(控) ○ 申告書第11の2表 ○ 被相続人の戸籍の附票の写し(注3)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(申告書として提出) <input type="checkbox"/>	
		【暦年課税】 ① 相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は加算していますか(基礎控除額未満の贈与も含まれます。) ② 配偶者が相続開始の年に被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭を特定贈与財産としている場合に必要書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 贈与証書、贈与税の申告書(控)、預貯金通帳 ○ 申告書第14表 ○ 配偶者の戸籍の附票の写し(注4) ○ 居住用不動産の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(申告書として提出) <input type="checkbox"/>	
		【「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与に係る非課税の特例】 ○ 管理残額は加算していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 金融機関等の営業所等で確認した管理残額が分かるもの	<input type="checkbox"/>		
評価	不動産	① 土地の評価は実測面積によっていますか。 ② 貸付地は地上権や賃借権又は借地借家法に規定する借地権が設定されている土地ですか。 ③ 配偶者居住権が設定されている土地ですか。 ④ 土地の地目は現況地目で評価し、画地計算に誤りはありませんか(現況地目と固定資産税評価証明書の現況地目は同じですか。) ⑤ 固定資産税評価額、財産評価基準の倍率、路線価並びに計算に誤りはありませんか。 ⑥ 借地権割合、借家権割合に誤りはありませんか。 ⑦ 市街地周辺農地は20%評価減をしていますか。 ⑧ 市街地農地は20%評価減をしていませんか。 ⑨ 市街地農地等の宅地造成費の計算誤りはありませんか。 ⑩ たな卸資産である不動産の評価は適正ですか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 実測図 ○ 土地の賃貸借契約書、住宅地図 ○ 配偶者居住権等の評価明細書 ○ 固定資産評価証明書 ○ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(地形図の記載は、実測図・公園の添付により省略可) ○ 固定資産評価証明書 ○ 市街地農地等の評価明細書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		非上場株式	① 貸借対照表に計上されていない借地権はありませんか。 ② 機械等に係る割増償却額を修正していますか。 ③ 法人の受取生命保険金及び生命保険の権利の評価を資産計上していますか。 ④ 財産的価値のない繰延資産を資産計上していませんか。 ⑤ 準備金、引当金(平成14年改正法人税法附則第8条第2項及び第3項適用後の退職給付引当金を除きます。)を負債計上していませんか。 ⑥ 死亡退職金を負債計上していますか。 ⑦ 受取生命保険金の保険差益について、課される法人税額等を負債計上していますか。 ⑧ 未納公租公課を負債計上していますか。 ⑨ 3年以内に取得した土地建物等は、「通常の取引価額」で計上していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 土地の賃貸借契約書 ○ 法人税の確定申告書(控) ○ 取引相場のない株式の評価明細書 ○ 納税通知書 ○ 不動産売買契約書、登記事項証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

▶次頁に続く。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
評価	上場株式等	① 上場株式の評価に誤りはありませんか。 ② 利付債、割引債を額面で評価していませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 上場株式の評価明細書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※
	立木	① 相続人及び包括受遺者の取得したもののについて15%の評価減をしていますか。 ② 林地の実面積で評価していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 山林・森林の立木の評価明細書 ○ 実測図等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※ <input type="checkbox"/> ※
特例	小規模宅地等	① 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第11・11の2表の付表1 ○ 申告書第11・11の2表の付表1(別表1) ○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(申告書として提出) (申告書として提出) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		イ 特定事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 特定事業用宅地等が平成31年4月1日以後に新たに被相続人等の事業の用に供されたものであるときに限ります。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第11・11の2表の付表1(別表2)	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)
		ロ 特定居住用宅地等に該当する場合 ・ 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類(特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー(個人番号)を有する者である場合には提出不要です。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。 ※ 一定の経過措置がありますので、詳しくは「相続税の申告のしかた」をご確認ください。	<input type="checkbox"/>	○ 相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類(特例の適用を受ける人がマイナンバー(個人番号)を有する者である場合には提出不要です。) ○ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ○ 相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		・ 被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 被相続人の戸籍の附票の写し ○ 介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し等 ○ 施設への入所時における契約書の写し等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		ハ 一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等で、特定事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 総務大臣が交付した証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		ニ 特定同族会社事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 法人の定款の写し ○ 法人の発行済株式の総数(又は出資の総額)及び被相続人等が有するその法人の株式の総数(又は出資の総額)を記載した書類でその法人が証明したもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		ホ 貸付事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときに限ります。	<input type="checkbox"/>	○ 過去4年分の所得税青色申告決算書(不動産所得用)の写しなど被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 特定居住用宅地等は、取得者ごとの居住継続(相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住していること)、所有継続(相続税の申告期限まで有していること)の要件を満たしていますか。	<input type="checkbox"/>			
		③ 居住用の部分と貸付用の部分があるマンションの敷地等については、それぞれの部分ごとに面積をあん分して軽減割合を計算していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 賃貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	
④ 貸付事業用宅地等(不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業)について、特定事業用宅地等として80%減をしていませんか。	<input type="checkbox"/>	○ 収支内訳書(不動産所得用)	<input type="checkbox"/>			
⑤ 面積制限の計算を適正にしていますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第11・11の2表の付表1	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)		
⑥ 未分割の宅地に適用していませんか。	<input type="checkbox"/>	○ 遺言書又は遺産分割協議書	<input type="checkbox"/>			
○ 未分割の場合に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告期限後3年以内の分割見込書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

▶次頁に続く。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
特	特定計画山林	① 調整限度額の計算を適正にしていますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第11・11の2表の付表2又は付表2の2	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)
		② 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注2) ○ 森林経営計画書の写し ○ 特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
例	農地等の納税猶予	○ 未分割の場合に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告期限後3年以内の分割見込書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		① 期限内申告ですか。 ② 遺言書又は遺産分割協議書がありますか。 ③ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。 ④ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていた場合、特例適用者は相続人であり、かつ、速やかに農業経営を開始していますか。 その特例農地等を計上していますか。 ⑤ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等(都市営農農地等を除きます。)に特例を適用していませんか。 ⑥ 必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 贈与税の申告書(控) ○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注2) ○ 農業委員会の適格者証明書等 ○ 担保の提供に関する書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	課税価格	○ 申告書第1表の⑥のAは各人の課税価格の合計額となっていますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第1表・第1表(統)	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)
	基礎控除額	① 法定相続人数は戸籍謄本等で確認しましたか。 ② 代襲相続人はいませんか。 ③ 養子縁組(又は取消し)した人はいませんか。 ④ 法定相続人の数に含める養子の数は確認しましたか(実子がいる場合には1人、実子がいない場合には2人となります。)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 戸籍の謄本等(注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
税額計算	税額加算	① 相続人以外で遺贈・死因贈与により財産を取得された方はいませんか。 ② 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫(代襲相続人を除きます。)や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 遺言書、贈与契約書 ○ 申告書第4表	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (申告書として提出)
	税額計算	○ 法定相続分の計算は正しくされていますか(特に相続人に代襲相続人がいる場合)。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第2表	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)
	税額控除	○ 贈与税額控除、未成年者控除、障害者控除や相次相続控除などの控除額に誤りはありませんか。	<input type="checkbox"/>	○ 贈与税の申告書(控)、障害者手帳、戸籍の謄本等、相続税の申告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
配偶者税額軽減	配偶者の取得財産については分割済	① 遺言書又は遺産分割協議書の写しを添付しましたか。 ② 共同相続人等全員(特別代理人がいる場合には、特別代理人を含みます。)の印鑑証明書を添付しましたか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	未分割(全部又は一部)	○ 「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告期限後3年以内の分割見込書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他検討項目					検討済(レ)	添付(レ)
① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 ② 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。 ③ 被相続人の所得税及び復興特別所得税について確定申告が必要な場合は、相続開始日の翌日から4か月以内に行う必要があります。 ④ 相続税の延納、物納をされる場合は、申請書を相続税の申告書と同時に提出する必要があります。 ⑤ 相続税の還付申告の方は、還付される税額の受取場所を申告書第1表の付表2に記載してください。 ⑥ 相続税の申告書に記載されたマイナンバー(個人番号)について、税務署で本人確認(①番号確認及び②身元確認)を行うため、申告書に記載された各相続人の本人確認書類の写しを添付する必要があります。 なお、e-Taxにより申告手続を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。 (注) 相続税の申告書は、e-Taxを利用して提出(送信)することができます。 この場合、申告書の添付書類については、イメージデータで提出することができます。 詳しくは、e-Taxホームページ【 https://www.e-tax.nta.go.jp 】をご覧ください。 ⑦ 特定の一般社団法人等の理事(理事であった一定の者を含みます。)が死亡した場合における課税の特例が適用される場合に該当しませんか。					<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1 「戸籍の謄本等」は次のいずれかの書類(複写したものを含みます。)を提出してください。
 ① 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
 ② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」(子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り、)なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本(複写したものを含みます。)も提出してください。
 2 配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等、特定計画山林及び農地等の納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「印鑑証明書」は必ず原本を提出してください。
 3 「戸籍の附票の写し」(複写したものを含みます。)は相続開始の日以後に作成されたものに限り、
 4 「戸籍の附票の写し」は被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、

税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、相続税の申告書に添付する税理士法第33条の2の規定に基づく書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけるよう、確認すべき事項をまとめたものであり、「確認事項」欄をご確認の上、「確認」欄にレ点記入をお願いいたします。

(注) ・ 法定添付書類は確認書類欄に「●」、提出をお願いしている書類は確認書類欄に「○」を表示しています。
 ・ 確認書類欄において、「◇」で表示している書類は、添付の必要はございませんが、当該書類を添付することで、申告書作成の過程が明らかとなり、提出した方がよいと判断した場合は、添付欄「□」にレ点記入の上、当該確認書類の提出をお願いいたします。

(令和5年1月以降提出用)

項 目	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確 認 書 類	確認(レ)	添付(レ)
相 続 人 等	① 法定相続人に誤りはありませんか。	● 戸籍の謄本、図形式の法定相続情報一覧図の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 相続人に未成年者や障害者の方はいませんか。	◇ 特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
相 続 財 産 の 分 割 等	① 遺産分割協議書がありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 遺言書がありますか。	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
相 続 不 動 産	① 未登記不動産はありませんか。	◇ 所有不動産を証明するもの (固定資産評価証明書、登記事項証明書等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 共有不動産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 先代名義の不動産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 他人の土地の上に存する建物(借地権)や他人の農地を小作(耕作権)しているものはありませんか。	◇ 土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 土地に縄伸びはありませんか。	◇ 実測図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
有 価 証 券	① 名義は異なるが、被相続人に帰属するものではありませんか(無記名の有価証券も含まれます。)	◇ 証券、通帳又はその預り証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権、増資による端株等はありませんか。	◇ 評価明細書、配当金支払調書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
現 金 ・ 預 貯 金 等	① 相続の開始直前に、被相続人の預貯金口座等から出金された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。	◇ 預貯金等の残高証明書、預貯金通帳等 ⇒(相続開始前 年分確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前における入出金を確認していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 名義(子、孫、養子等)は異なるが、被相続人に帰属するものではありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 既経過利息の計算は行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
財 事 業 用 ・ 家 庭 用 財 産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無を確認していますか。	◇ 資産・負債の残高表 (青色決算書又は収支内訳書(控))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 家庭用財産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生 命 保 険 金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。	◇ 保険証券、支払保険料計算書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 契約者(家族名義を含む。)と保険料負担者の確認を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
退 職 手 当 金 等	○ 退職手当金、功労金及び弔慰金等、退職手当金等に該当するものではありませんか。	◇ 退職金の支払通知書、取締役会議事録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
立 木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	◇ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
そ の 他 の 財 産	① 未収金(給与、地代、家賃、配当等)はありませんか。	◇ 賃貸借契約書、預貯金通帳、配当金支払通知書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金、立替金等はありませんか。	◇ 借用証、法人税確定申告書(控)等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項 目	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確 認 書 類	確認(ℓ)	添付(ℓ)
相 続 財 産 その 他 の 産 財	③ 庭園設備、自動車、船舶等はありませんか。	◇ 評価額の分かる書類 (最近取得している場合は、取得評価額の分かる書類)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ ゴルフ会員権、貴金属、書画、骨とう等はありませんか。		<input type="checkbox"/>	
	⑤ 特許権、著作権、営業権等はありませんか。	○ 評価明細書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 所得税の確定申告や準確定申告の還付金の有無を確認していますか。	◇ 所得税確定申告書(控)、預貯金通帳等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 国外にある預貯金や不動産等はありませんか。	◇ 預貯金通帳、不動産売買契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産	○ 被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産 (相続時精算課税適用財産) はありませんか。	◇ 贈与税申告書(控)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生 前 贈 与 の 財 産 相 続 財 産 の 加 算	① 相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産は相続財産に加算していますか (贈与税の基礎控除額以下のものを含みます。)	◇ 贈与税申告書(控)、贈与契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与を受けた場合の非課税の特例に係る管理残額はありませんか。	◇ 金融機関等の営業所等で確認した管理残額の分かるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
債 務 費 用 葬 式 費	① 借入金等はありませんか (連帯債務を含む。)	◇ 借入書、請求書、金銭消費貸借契約書、納付書、納税通知書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 未納の税金等はありませんか。		<input type="checkbox"/>	
	③ 預り保証金 (敷金) 等の計上漏れはありませんか。	◇ 賃貸借契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済する必要のなくなった金額を債務として控除していませんか。	◇ 住宅ローンの設定契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 相続を放棄した相続人が引き継いだ債務を債務控除していませんか。	◇ 相続権利放棄申述の証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 法会や香典返しに要した費用、墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	◇ 領収書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
評 価 目 標 不 動 産	① 土地の評価に当たっては、現地確認を行い利用状況を確認した上で、評価単位を適切に判定していますか。	◇ 土地の利用状況が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 実際の面積によって計算していますか。	○ 実測図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 正面路線を適切に判定していますか。	◇ 路線価図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 地区区分を適切に判定していますか。		<input type="checkbox"/>	
	⑤ 画地調整率の適用に誤りはありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 正面路線以外の路線が宅地の一部に接している場合、側方又は二方路線影響加算額を調整の上、加算していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 不整形地について、想定整形地はその面積が最小となるよう適正に設定していますか。	○ 実測図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
個 別 項 目 価	⑧ 地積規模の大きな宅地の評価の適用について、要件に該当するか確認していますか。	◇ 路線価図、都市計画図、登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ 借地権がある土地について、借地権の計上漏れはありませんか (建物のみを計上していませんか。)	◇ 登記事項証明書、土地の賃貸借契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 配偶者居住権が設定されている場合、配偶者居住権及びその敷地利用権の計上漏れはありませんか。	◇ 登記事項証明書、遺言書又は遺産分割協議書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 同族法人等に対して貸し付けている土地等のうち、無償返還に関する届出書を提出している土地等がある場合、適切な割合を控除していますか。	◇ 土地の無償返還に関する届出書(控)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑫ 貸家の中に、空家となっているもの (一時的に空家となっているものを除きます。) はありませんか。	◇ 不動産賃貸契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項 目	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確 認 書 類	確認(ℓ)	添付(ℓ)	
不 動 産 項 目	⑬ 貸家建付地として評価している場合、対応する建物(貸家)を計上していますか。	◇ 固定資産評価証明書、不動産賃貸契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑭ 貸付地は、地上権又は借地借家法に規定する借地権の目的物ですか(使用貸借の場合には自用地評価となります。)	◇ 土地の賃貸借契約書、住宅地図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑮ 倍率地域の宅地比準の計算において、近傍宅地の1㎡当たりの固定資産税評価額を基に評価していますか。	◇ 固定資産評価証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑯ 市街地周辺農地について、20%の評価減をしていますか。	○ 市街地農地等の評価明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
非 上 場 株 式 評 価	① 評価方式の判定に誤りはありませんか。	○ 取引相場のない株式(出資)の評価明細書 ◇ 法人税確定申告書(控)及び決算書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 特定の評価会社の判定に誤りはありませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 比準要素0の会社であるにもかかわらず、類似業種比準価額方式により評価していませんか。		<input type="checkbox"/>		
	④ 類似業種比準方式は直前期末の比準数値で評価していますか。		<input type="checkbox"/>		
	⑤ 類似業種の業種目の判定は適正ですか(複数の業種目に係る取引金額がある場合、直前期の取引金額の内訳を確認していますか。)		<input type="checkbox"/>		
	⑥ 類似業種の株価等は、相続開始年分の「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」で確認していますか。		<input type="checkbox"/>		
	⑦ 医療法人の出資の評価において、類似業種比準価額の算式は適切ですか。		<input type="checkbox"/>		
	⑧ 各資産・負債の相続税評価額への評価替えに誤りはありませんか。		<input type="checkbox"/>		
	⑨ 法人資産として計上されていない借地権はありませんか。		◇ 土地の賃貸借契約書、土地の無償返還に関する届出書(控)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 法人が課税時期前3年以内に取得した土地、建物等について、課税時期の通常取引価額で評価していますか。		○ 取引相場のない株式(出資)の評価明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 繰延資産のうち財産的価値のないものを資産計上していませんか。	◇ 法人税確定申告書(控)及び決算書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑫ 法人の生命保険金請求権を資産計上していますか(保険差益に課せられる法人税額を負債計上していますか。)	<input type="checkbox"/>			
	⑬ 相続開始日における仮決算の内容を基に評価している場合、当該仮決算に基づき法人税の申告書を作成するなどして法人税額を算定していますか。	○ 仮決算に基づく法人税の申告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑭ 準備金、引当金(平成14年改正法人税法附則第8条第2項及び第3項適用後の退職給与引当金を除きます。)を負債計上していませんか。	○ 取引相場のない株式(出資)の評価明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑮ 死亡退職金や未納公租公課を負債計上していますか。	◇ 法人税確定申告書(控)及び決算書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
上 場 株 式 等	① 上場株式の評価に誤りはありませんか。	○ 上場株式の評価明細書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 利付債、割引債を額面で評価していませんか。		<input type="checkbox"/>		
立 木	○ 相続又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限ります。)により取得した場合、15%の評価減をしていますか。	○ 山林・森林の立木の評価明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特 例 小 宅 規 地 模 等	① 特定事業用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 特定事業用宅地等が平成31年4月1日以後に新たに被相続人等の事業の用に供されたものであるときに限ります。	● 申告書第11・11の2表の付表1(別表2)	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)	

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認(ℓ)	添付(ℓ)
特 小 宅 規 模 地 等 例	② 同居親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。	● 取得した者の住民票の写し（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には添付不要）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 非同居親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。 ※ 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則（118条3項）による経過措置があります。	● 相続開始の日の3年前の日からその相続開始日までの間における取得した者の住所等を明らかにする住民票の写し等（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には添付不要） ● 相続開始前3年以内にその取得者が居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人が所有する家屋以外の家屋であることを証する書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	④ 被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。	● 相続開始の時に自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類 ● 被相続人の戸籍の附票の写し ● 介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し等 ● 施設への入所時における契約書の写し等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	⑤ 貸付事業用宅地等の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときに限ります。	● 過去4年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用）の写しなど被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 特定同族会社事業用宅地等の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。	● 法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有する法人の株式（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの ● 法人の定款	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	⑦ 貸地（貸駐車場等）について特定事業用宅地等の80%減をしていませんか。		<input type="checkbox"/>	
	⑧ 特定居住用宅地等は取得者ごとの居住継続、所有継続要件を満たしていますか。	● 住民票の写し、戸籍の附票の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ 限度面積の計算は適正にされていますか。	● 申告書第11・11の2表の付表1	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)
	⑩ 特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意があり、同意した人の氏名を記載していますか。 ※ 分割された一部の宅地等について特例を適用する場合に、他の特例の対象となり得る未分割の宅地等があるときは、相続人全員の同意が必要です。		<input type="checkbox"/>	
	⑩ 分割が確定していない宅地等について、特例を適用していませんか。	● 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

相続税の e-Tax に関するアンケート



<https://forms.gle/RGqWLtr2SNn3ZdZWA>

(掲載は令和5年2月28日まで)

(トップ画面)

今回のアンケートの目的は、相続税の e-Tax に関するご意見・ご要望を定量的に把握するとともに、解決すべき課題の優先順位を把握して、今後の利便性向上の取組に役立てていくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

アンケートは、5分(7~10問)程度で、選択肢の入力ができます。

この Google フォームによるアンケートは無記名方式です。

パケット通信料は、利用者負担となりますことをあらかじめご了承ください。

(画面1)

1-1 あなたの所属する税理士会の管轄国税局を選んでください。(必須)

- 札幌国税局
- 仙台国税局
- 関東信越国税局
- 東京国税局
- 金沢国税局
- 名古屋国税局
- 大阪国税局
- 広島国税局
- 高松国税局
- 福岡国税局
- 熊本国税局
- 沖縄国税事務所

1-2 あなたの年齢を次の中から選んでください。(必須)

- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代以上
- 税理士法人

次へ (画面2へ)

(画面 2)

2-1 相続税申告は、この1年間でおおむね何件提出(被相続人ベース)されていますか？(提出方法は、電子・書面を問いません)

- 提出していない
- 1～4件
- 5～9件
- 10件以上

2-2 相続税申告において e-Tax を利用したことがありますか？(必須)

- 利用したことがある。(画面 3へ)
- 利用したことはないが、今後は利用する。(画面 4へ)
- 利用したことはなく、今後も利用しない。(画面 5へ)

(画面3)

3-1 相続税申告で e-Tax を利用したメリットをどのように感じていますか？（複数選択可）

※ その他のご意見・ご要望がある方は、本アンケートの最後の自由記載欄に入力してください。

- 利用者識別番号のみで送信が可能である。
- 財産取得者に署名を求めない。
- 税務署への書類の郵送や、提出に行く必要がない。
- 財産取得者に係る本人確認書類の提示・写しの添付が不要である。
- 税務署の閉庁日・閉庁時間でも申告書を送信できる。
- 書類管理の電子化・ペーパーレス化ができる。
- 申告書送信前まで申告書の訂正が可能である。
- 特にメリットは感じていない。

3-2 今後の相続税申告で e-Tax を利用しますか？（必須）

- 今後も利用する。(画面7へ)
- 機能が改善されれば、今後も利用する。(画面7へ)
- 今後は利用しない。(画面5へ)

次へ

(画面4)

4 今まで相続税申告について、e-Tax を利用したことがない理由は何ですか？（複数選択可）

※ その他のご意見・ご要望がある方は、本アンケートの最後の自由記載欄に入力してください。

- 申告書を作成する機会がない（少ない）。
- 申告書を作成する会計ソフトを持っていない。
- 申告書を手書きで作成したい。
- 一部の申告書帳票について、イメージデータ（PDF 形式）で提出する必要がある。
- 会計ソフトで作成した申告書を印刷後、添付書類と併せて提出したい。
- 全ての財産取得者の利用者識別番号の取得状況の確認に手間がかかる。
- 1回当たりの送信容量に制限があり、添付書類を複数回に分けて送信することが手間である。
- イメージデータ（PDF 形式）に変換することが手間である。
- 財産取得者が書面による申告を希望する。

次へ（画面7へ）

(画面 5)

5 相続税申告について、e-Tax を利用しない理由は何ですか？（複数選択可）

※ その他のご意見・ご要望がある方は、本アンケートの最後の自由記載欄に入力してください。

- 申告書を作成する機会がない（少ない）。
- 申告書を作成する会計ソフトを持っていない。
- 申告書を手書きで作成したい。
- 一部の申告書帳票について、イメージデータ（PDF 形式）で提出する必要がある。
- 会計ソフトで作成した申告書を印刷して、添付書類と併せて提出したい。
- 全ての財産取得者の利用者識別番号の取得状況の確認に手間がかかる。
- 1 回当たりの送信容量に制限があり、添付書類を複数回に分けて送信することが手間である。
- イメージデータ（PDF 形式）に変換することが手間である。
- 財産取得者が書面による申告を希望する。

次へ (画面 6 へ)

(画面6)

6 今後、どのような利便性向上が図られれば、相続税の e-Tax を利用したいと思いますか？ (最大2つ選択可)

※ その他のご意見・ご要望がある方は、本アンケートの最後の自由記載欄に入力してください。

- e-Tax 未対応の帳票を XML 形式で提出できるようにする。
- 評価明細書を XML 形式で提出できるようにする。
- 利用者識別番号の取得状況を確認する仕組みを簡便化する。
- 他税目と同様に即時通知から受信通知へ移行できるようにする。
- e-Tax 送信に関する Q&A を充実させる。
- 利便性向上が図られても利用しない。

次へ (画面8へ)

(画面7)

7-1 税理士の皆様のご意見・ご要望を踏まえ、相続税のe-Taxについて、利便性を向上するための取組を進めています。次のうち、有効な取組であると評価できるものをお選びください。(複数選択可)

- e-Tax 未対応の申告書帳票について、添付書類と同様、イメージデータ (PDF 形式) で送信可能としたこと。【R3.10~】
- 通常期 (確申期以外) の e-Tax の受付日を土・日・休祝日に拡大したこと。【R4.4~】
- 税理士向けのリーフレットに利用者識別番号が不明な場合の確認方法を図示化したこと。【R4.6~】
- 添付書類を光ディスク等により提出可能としたこと。【R4.4~】
- 提出する添付書類を見直ししたこと。【R5.1~】
- 添付書類のイメージデータ送信容量を8MBから14MBに拡大 (予定) すること。【R5.5 予定】

7-2 相続税のe-Taxに関して利便性向上のために早期に改善すべきことは何ですか?
(最大2つ選択可)

※ その他のご意見・ご要望がある方は、本アンケートの最後の自由記載欄に入力してください。

- e-Tax 未対応の帳票をXML形式で提出できるようにする。
- 評価明細書をXML形式で提出できるようにする。
- 利用者識別番号の取得状況を確認する仕組みを簡便化する。
- 他税目と同様に即時通知から受信通知へ移行できるようにする。
- e-Tax 送信に関するQ&Aを充実させる。

7-3 相続税のe-Taxに関する意見交換会 (参加者: 税理士・開発業者・国税当局) を企画することとした場合、出席を希望しますか? (税理士の皆様のニーズを確認する趣旨になります。)

- 希望する。
- 希望しない。

次へ (画面8へ)

(画面 8)

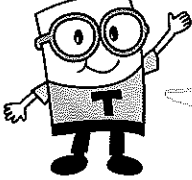
8 相続税の e-Tax に関するご意見・ご要望がありましたら入力してください。(自由記載欄：1,000 文字以内)

※個人情報(個人を推定し得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報)は入力しないでください。

事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?
インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?
登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

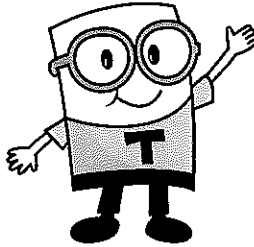
会計ソフトに補助金?
少額取引はインボイス不要って?
少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

- 対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象

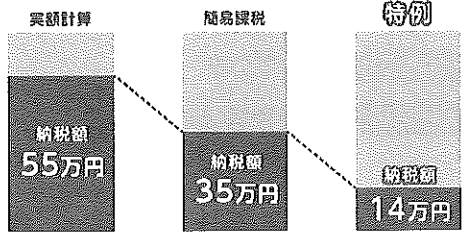
売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!



事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円* = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)



特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

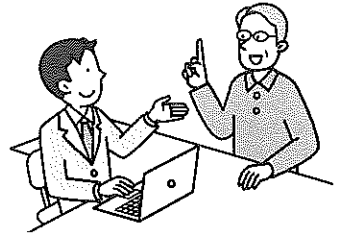
また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

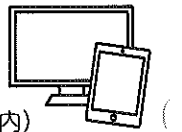
- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内
100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

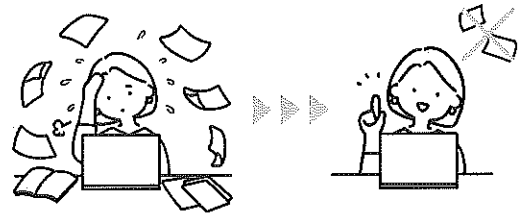
- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内)※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

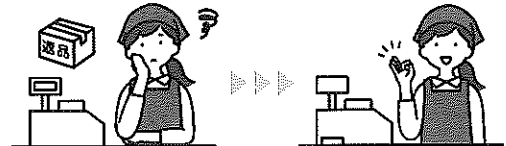
- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



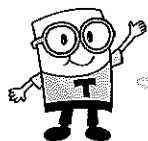
すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

令和 5 年 1 月 12 日
埼玉県熊谷県税事務所

個人事業税に関する照会文書の送付について

1 不動産照会

不動産貸付収入及び駐車場貸付収入がある方の個人事業税額算出にあたっては、貸付物件の種類や件数等を把握する必要があります。

そこで、令和 4 年分の貸付状況を確認するため、照会文書により「不動産の賃貸状況明細書」の提出をお願いします。

2 医業照会

医師、歯科医師、柔道整復師等を業とする方の個人事業税算出にあたっては、社会保険診療の収入額や自由診療の収入額等を把握する必要があります。

そこで、令和 4 年分の収入額等を確認するため、照会文書により「社会保険診療等に係る収入金額等の明細書」の提出をお願いします。

3 照会の根拠規定

地方税法第 72 条の 55 第 4 項及び埼玉県税条例第 31 条の 10 第 3 項

4 回答期限等

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 照会文書発送予定日 | 令和 5 年 2 月 1 日 (水) |
| (2) 回 答 期 限 | 令和 5 年 3 月 31 日 (金) |

5 問合せ先

埼玉県熊谷県税事務所 課税第二担当 (個人事業税担当)
電話 : 048-523-0475

埼税協熊谷地域1月例会

令和5年1月12日(木)

<会務報告>

令和4年12月15日(木) 常務理事会・第6回地域長会
12:00～ 清水園

令和4年12月15日(木) 第2回理事会
14:30～ 清水園

<会務予定>

令和5年1月13日(金) 常務理事会・第7回地域長会
11:45～ パレスホテル大宮

令和5年1月13日(金) 第3回理事会・新年賀詞交歓会
13:25～ パレスホテル大宮

<提携企業インフォメーション>

・朝日生命

税理士事務所における無料税務相談日程表

令和5年2月

中央地区				南部地区	
井口大輔	2月 6日	野崎千秋	15日	伊東修二	1日
岡本祐一	8日	橋本直樹	3日	内田拓志	14日
木島重雄	9日	橋本 博	10日	大久保秀彦	2日
曾根和也	13日	増田亮吉	2日	大山 亨	10日
納見 宏	3日	松本一良	9日	岡田 正	3日
西田政隆	1日	村田克也	3日	金井千尋	9日
本塚雄一郎	10日	山崎浩成	15日	川田 茂	14日
吉留良平	1日	陸名久好	13日	木村和吉	1日
渡辺 実	14日	渡邊慶二	14日	栗林昭人	15日
渡辺 保	2日			小島 広	10日
渡辺雅江	2日	西部地区		林 法政	15日
		足立憲夫	3日	林 正浩	2日
		石澤利一	1日	原 靖	2日
東部地区		大谷廣安	1日	蛭川俊也	3日
天笠裕司	6日	大谷宏一	1日	蛭川高鋭	3日
飯島賢二	6日	小野澤克則	9日	藤野佳子	3日
石井喜浩	9日	柿沼和歌枝	2日	水野敦史	15日
伊藤寿子	2日	小島周二	15日	森 いづみ	7日
市原忠男	10日	塩田哲也	7日	森戸 裕	9日
小野博行	13日	清水一宏	14日	安原宣彦	1日
加藤一郎	2日	柴崎 健	3日	吉澤春男	14日
花沢邦夫	13日	曾根邦夫	9日	吉田福一	3日
久米真理子	3日	瀧山英太	2日	龍前篤司	3日
櫻澤 敦	8日	染谷英美子	2日		
嶋田洋一	10日	高橋幸一	3日		
清水 武	1日	竹村宗一	15日		
清水茂昭	1日	富田秀昭	10日		
鈴木 昇	13日	長谷部信行	2日		
高橋泰三	8日	長谷部好一	2日		
高橋勤二	8日	福島泰彦	14日		
武田 司	14日	堀野富士夫	15日		
富井晴夫	6日	武藤伸悟	1日		
根岸太郎	1日	森川裕介	3日		
能見孟俊	2日				

北部地区		深谷地区			
秋池正江	2月 8日	相原信夫	2月 8日	濱野高志	15日
姉崎正一	9日	新井 進	9日	福島 昭	13日
井田幸子	3日	荒井揚子	15日	福島繁夫	13日
大島孝夫	15日	石坂哲也	6日	本田 章	8日
金谷初雄	9日	大久保匡志	2日	前山信一	9日
神田福男	13日	荻野正博	9日	横村又彦	3日
木本英男	10日	荻野晴美	9日	横村啓訓	3日
小島久幸	15日	荻原利彦	15日		
小林拓人	2日	笠原行男	10日		
櫻井富美子	1日	金子良光	15日		
鈴木雄一	9日	木藤久丹江	8日	大里地区	
須永栄子	8日	熊崎美杉	8日	新井政雄	9日
戸井田利夫	3日	黒須克仁	9日	新井弘貴	9日
戸井田 浩	13日	小暮隆史	2日	磯部庄三	13日
中村武司	10日	小林幹夫	14日	兼子重雄	3日
萩原直幸	2日	高岡 洋	14日	相馬広明	13日
橋本泰久	1日	武田 哲	1日	中澤一雄	6日
堀越雄司	15日	武田匡哉	1日	橋本則彦	2日
前嶋修身	15日	土屋政信	13日	小林喜一郎	1日
前島義邦	6日	角田房司	8日	小林賢一郎	1日
前島義徳	6日	寺山智久	6日	南 絹代	14日
増田俊樹	2日	富岡宏之	13日	山本文子	8日
三澤欣一	6日	中野敦夫	10日	吉橋 徹	10日
峯岸克俊	14日	中村文男	14日	吉橋理沙	10日
森嶋秀人	15日	中村敏行	3日	吉田 厚	10日
森田正男	2日	西尾裕之	1日		
山川宏之	8日	根岸文男	15日		
油井豊仁	6日	灰野耕二	6日		
吉田嘉高	1日	萩原美明	1日		
吉田貴之	1日				

令和5年1月12日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野敦夫
副支部長 中村武司
地域長 福島泰彦
研修部長 森戸 裕

税理士会36時間規定研修

令和4年度例会時熊谷支部確定申告研修会

毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

また、研修は参加できないが、研修資料送付希望の会員は下記をご提出ください。

記

日時 令和5年2月7日(火) 午後13時00分～17時00分
受付 午後12時30分より
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「綱紀監察事例研修」
「令和4年度確定申告研修」
講師 熊谷税務署各担当官
所得税 消費税
資産税 管理運営
対象 税理士会会員及び職員
費用 資料代 会員は無料
職員は1,000円/1人
単位 4単位
バス 熊谷駅南口 12時40分発

★資料注文の為、1月23日(月)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和5年2月7日の確定申告研修会出席人数

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

欠席の場合、確定申告研修資料送付希望

_____ 冊 会員事務所名 _____

個人版事業承継税制のあらまし

目次

1	制度の概要	2
2	納税猶予の対象となる特定事業用資産	3
3	適用手続	5
	① 「個人事業承継計画」の提出等	
	② 特定事業用資産の贈与	
	③ 認定申請・青色申告の承認等	
	④ 贈与税の申告	
4	納税猶予期間中（継続届出書の提出・猶予税額の確定等）	11
5	猶予税額の免除	12
	① 免除事由	
	② 先代事業者等が死亡した場合の取扱い	
6	小規模宅地等の特例との関係	14
	《参考1》 贈与税の仕組み	16
	《参考2》 相続税の仕組み	17
	《参考3》 個人事業承継計画・円滑化法の認定等に関する窓口について	18

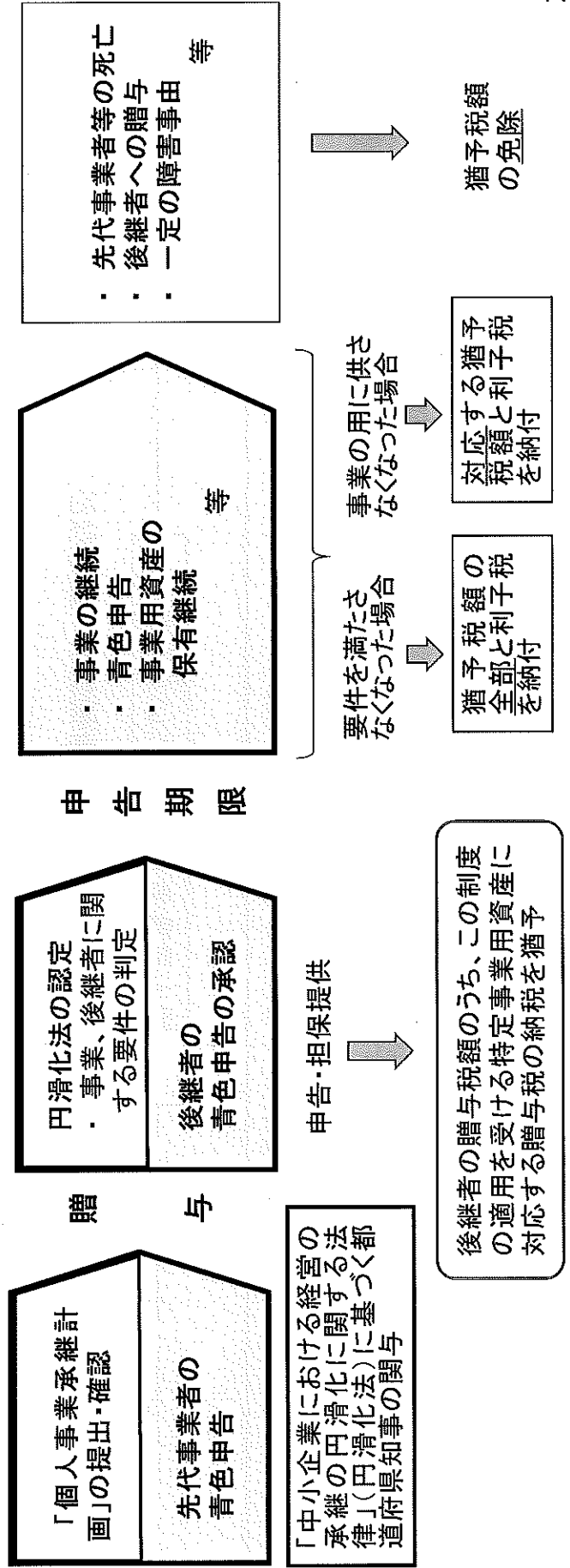
1 制度の概要

個人版事業承継税制は、青色申告※1に係る事業を行っていた事業者の後継者※2として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合には、

- ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
- ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。

※1 正規の簿記の原則によるもの(55万円(電子申告等を行う場合は65万円)の青色申告特別控除が適用されるもの)に限ります。以下、この資料において同じです。

※2 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。



2 納税猶予の対象となる特定事業用資産

この制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者の事業※の用に供されていた一定の資産で、贈与・相続等の日の属する年の前年の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているものをいいます。

※「事業」からは、不動産貸付業・駐車場業・自転車駐車場業が除かれます。

個人事業者が保有している資産

- ・ 宅地等（自宅敷地等）、建物（自宅等）、預貯金、有価証券、金品など
- ・ 事業用資産（事業の用に供されている資産）
- ・ 不動産貸付業等の用に供される資産
- ・ 棚卸資産、売掛金、事業用の預貯金、減耗しない資産（美術品・貴金属） など

特定事業用資産

- ① 宅地等（納税猶予の対象となるのは、400㎡まで）
- ② 建物（納税猶予の対象となるのは、床面積800㎡まで）
- ③ 次の減価償却資産
 - ・ 固定資産税の課税対象
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他（一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

（注）先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。

2 納税猶予の対象となる特定事業用資産(続)

特定事業用資産である自動車(四輪以上)の範囲

《普通・小型自動車》

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ
人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車	2、20～29、200～299、20A～29Z、2A0～2Z9、2AA～2ZZ
貨物の運送の用に供する小型自動車	4、6、40～49、60～69、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
散水自動車その他特種の用に供する普通・小型自動車	8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ

《営業用の場合》

あ、い、う、え、か、き、く、け、こ、を

品川 0000

あ 00-00

《軽自動車》

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する軽自動車	40～49、400～499、600～699
散水自動車その他特種の用に供する軽自動車	80～89、800～899

《営業用の場合》

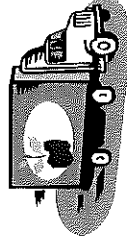
り、れ

品川 0000

あ 00-00

《上記以外の自動車》

被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた自家用自動車で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの(取得価額500万円以下の部分に対応する部分に限ります。)



(参考) 特定事業用資産に該当する二輪車は、原動機付自転車及び軽自動車(排気量250cc以下)

3 適用手続①「個人事業承継計画」の提出等

この制度の適用を受けるためには、後継者が「個人事業承継計画」を策定し、令和6年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要があります。

個人事業承継計画について

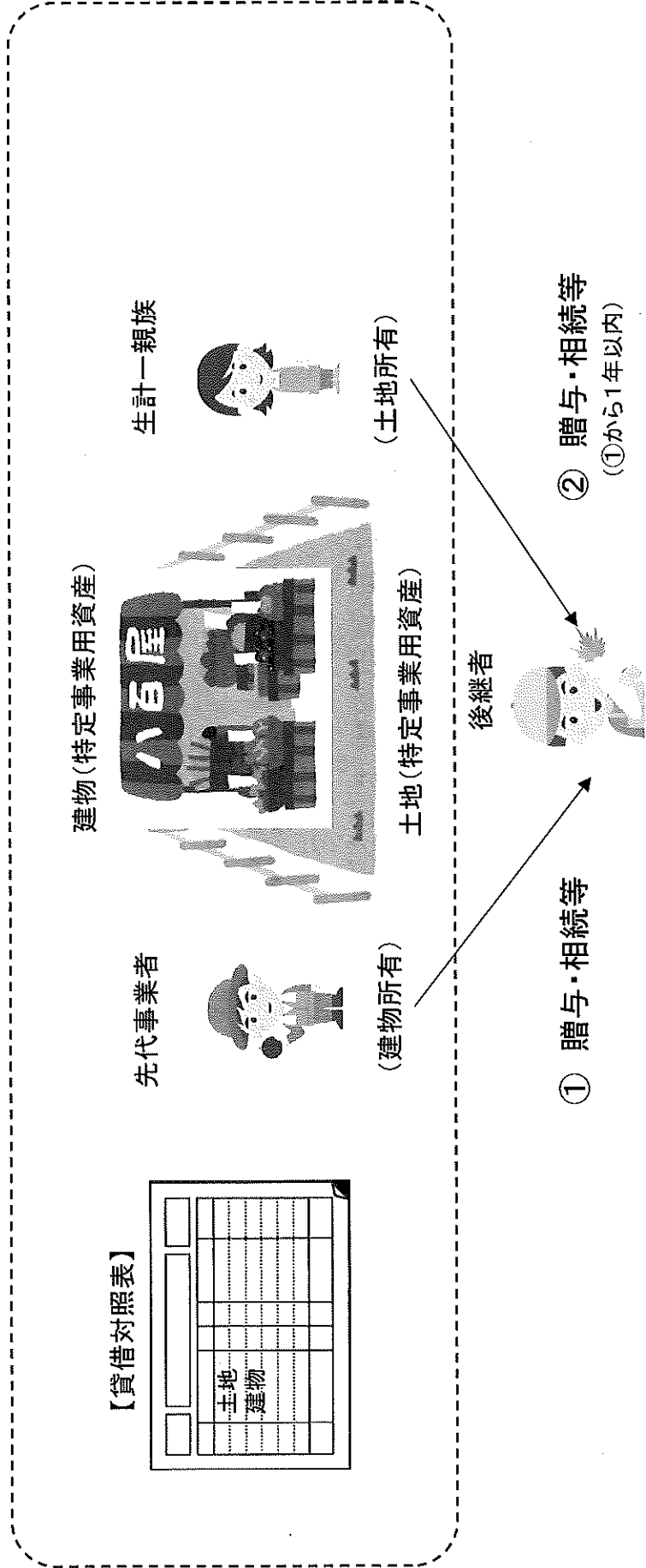
- 個人事業承継計画には、後継者の氏名や事業承継の時期、承継時までの経営の見通しや承継後の事業計画等を記載します。
- 個人事業承継計画の内容については、認定経営革新等支援機関(税理士、商工会、商工会議所等)による指導・助言を受け、その所見を個人事業承継計画に記載する必要があります。
- 具体的な手続等については、個人事業承継計画に係る都道府県(先代事業者の主たる事務所が所在する都道府県)の担当課(18ページ参照)にお尋ねください。

3 適用手続② 特定事業用資産の贈与

○ この制度の適用を受けるためには、平成31年1月1日から令和10年12月31日までに、先代事業者等である贈与者から、特定事業用資産の全ての贈与を受ける必要があります。

○ なお、先代事業者の生計一親族からの贈与については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日まで※に受け取るものが対象となります。

※ 例えば、令和2年11月1日に先代事業者から贈与を受けた場合には、生計一親族からの贈与は、令和3年11月1日までに受け取るものが対象となります。



3 適用手続② 特定事業用資産の贈与(続)

受贈者の主な要件

- ・ 贈与の日において20歳以上であること(※令和4.4.1以降の贈与については18歳以上)
- ・ 贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、特定事業用資産に係る事業(同種・類似の事業等を含みます。)に従事していたこと
- ・ 贈与税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること
- ・ 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業等に該当しないこと 等

贈与者の主な要件

【贈与者が先代事業者の場合】

贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること 等

【贈与者が先代事業者の生計一親族の場合】

先代事業者からの贈与・相続後に、特定事業用資産の贈与をしていること 等

3 適用手続③ 認定申請・青色申告の承認等

- 後継者(受贈者)の要件、先代事業者等(贈与者)の要件を満たしていることについて、都道府県知事による「円滑化法の認定」を受けてください。
- また、事業承継後、税務署に開業届出書を提出するとともに、青色申告の承認の申請を行い、その承認を受けてください。

円滑化法の認定について

- ・ 「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。
- ・ 具体的な手続等については、認定に係る都道府県(後継者の主たる事務所が所在する都道府県)の担当課(18ページ参照)にお尋ねください。

青色申告の承認等について

- ・ 「開業届出書」は、事業の開始の日(贈与の日)から1か月以内に税務署に提出してください。
- ・ 「青色申告の承認」は、業務を開始した日(贈与の日)から2か月以内に、税務署長に申請を行う必要があります。
なお、後継者が、贈与前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です^(注)。

(注) 後継者がその他の業務につき、既に青色申告の承認を受けている場合には、改めて承認を受ける必要はありません。

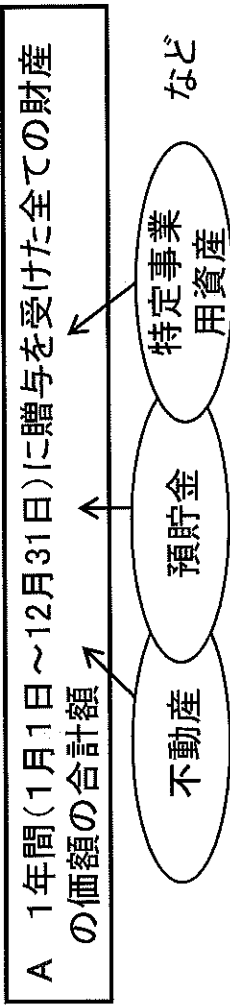
3 適用手続④ 贈与税の申告

- 贈与税の申告期限（贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日）までに、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出してください。
- また、納税が猶予される贈与税等の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

納税が猶予される贈与税などの計算方法（暦年課税の場合）

ステップ1

贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



贈与税の計算

① Aに対応する贈与税

ステップ2

贈与を受けた財産が特定事業用資産のみであると仮定して贈与税を計算します。



「B」の算定に当たり、特定事業用資産とともに引き受けた債務がある場合は、特定事業用資産の額からその債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかでないものを除きます。）の金額を控除します。

贈与税の計算

② Bに対応する贈与税

ステップ3

「②の金額」が「納税が猶予される贈与税」となります。

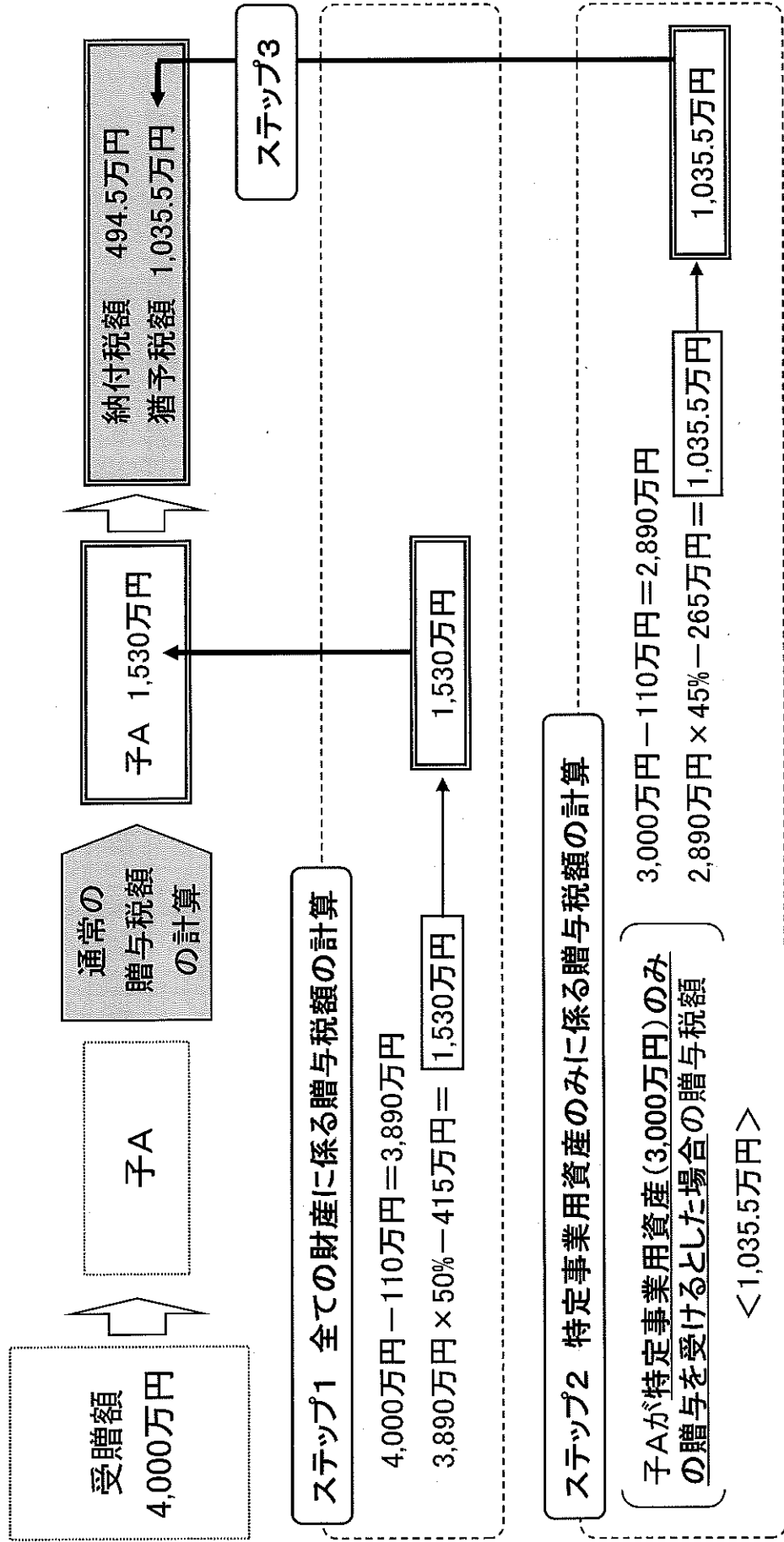
※ 「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。

猶予税額
納付税額

3 適用手続④ 贈与税の申告(続)

計算例

【前提】 後継者Aが特定事業用資産3,000万円とその他の資産1,000万円の贈与を受けた場合



※ 資産とともに負債を引き継いだ場合は、資産の価額から負債の価額を控除した金額を基に贈与税額・猶予税額を計算

4 納税猶予期間中(継続届出書の提出・猶予税額の確定等)

○ 納税猶予期間中は、事業を継続し、特例受贈事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

なお、3年ごとに、引き続きこの制度の適用を受ける旨の「継続届出書」に一定の書類を添付し、税務署へ提出する必要があります。

※ 継続届出書の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全部について利子税と併せて納付する必要があります。

○ ただし、事業を廃止するなど一定の場合(確定事由)には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

確定事由	
全部確定	事業を廃止した場合 資産管理事業、性風俗関連特殊営業に該当した場合 その事業に係る事業所得の収入金額がゼロになった場合 青色申告の承認が取り消された場合
一部確定	特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合(譲渡、現物出資など) (特例) 廃棄をした場合(税務署に一定の届出が必要) 買換えをした場合(税務署長の承認を受ける必要) 現物出資により会社を設立した場合(税務署長の承認を受ける必要)

5 猶予税額の免除① 免除事由

先代事業者等(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

納税が猶予されている贈与税が免除される主な場合

免除事由	
全部免除	先代事業者等(贈与者)が死亡した場合(対応する部分のみ) 後継者(受贈者)が死亡した場合 5年経過後に、特例受贈事業用資産の全てを次の後継者に贈与(免除対象贈与)した場合 事業を継続することができなくなったことについてやむを得ない理由(精神障害1級、身体障害1級・2級、要介護5)がある場合
一部免除	破産手続開始の決定などがあった場合 事業の継続が困難な一定の事由(直前3年中2年以上、その事業に係る事業所得の金額が0未満等)が生じた場合において、特例受贈事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき 認可決定を受けた再生計画等に基づき、資産の評定が行われた場合

5 猶予税額の免除② 先代事業者等が死亡した場合の取扱い

- 先代事業者等(贈与者)が死亡した場合、贈与税の納税猶予の適用を受けている特例受贈事業用資産は、その贈与者から相続等により取得したものとみなされ、贈与の時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。
- なお、その際、都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた特例受贈事業用資産について、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

円滑化法の確認について

- ・ 「円滑化法の確認」を受けるためには、先代事業者等の相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。
- ・ 具体的な手続等については、確認に係る都道府県(後継者の主たる事務所が所在する都道府県)の担当課(18ページ参照)にお尋ねください。

相続税の納税猶予について

- ・ 相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続税の申告期限(相続開始があったことを知った日の翌日から10か月)までに、相続税の納税猶予の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出し、一定の担保を提供する必要があります。
- ・ 相続税の納税猶予に係る確定事由・免除事由等については、基本的に、贈与税の納税猶予と同様です。

6 小規模宅地等の特例との関係

- 先代事業者等から相続又は遺贈(相続等)により取得した宅地等について、特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合には、個人版事業承継税制の適用を受けることができません(逆の場合も同様です)。
- また、貸付事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合には、個人版事業承継税制の対象となる宅地等の面積が制限されます。

小規模宅地等の特例の適用を受ける場合の個人版事業承継税制の適用について

	適用を受ける 小規模宅地等の区分	個人版事業承継税制の適用
イ	特定事業用宅地等	適用を受けることはできません。
ロ	特定同族会社事業用宅地等	「400㎡－特定同族会社事業用宅地等の面積」が適用対象となる宅地等の限度面積となります※ ¹ 。
ハ	貸付事業用宅地等	「400㎡－2×(A× $\frac{200}{330}$ ＋B× $\frac{200}{400}$ ＋C)」が適用対象となる宅地等の限度面積となります※ ² 。
ニ	特定居住用宅地等	適用制限はありません※ ¹ 。

※¹ 他に貸付事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、ハによります。

※² Aは特定居住用宅地等の面積、Bは特定同族会社事業用宅地等の面積、Cは貸付事業用宅地等の面積です。

【計算例】 貸付事業用宅地(100㎡)、居住用宅地(66㎡)について、小規模宅地等の特例の適用を受ける場合

$$400\text{㎡} - 2 \times \left(66\text{㎡} \times \frac{200}{330} + 100\text{㎡} \right) = 120\text{㎡} \quad (\text{個人版事業承継税制に係る宅地等の限度面積})$$

小規模宅地等の特例の概要

小規模宅地等の特例は、相続等により取得した宅地等のうち被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた一定の宅地等について、一定の面積までの部分につき、その相続税の課税価格を次のとおり減額する特例です。

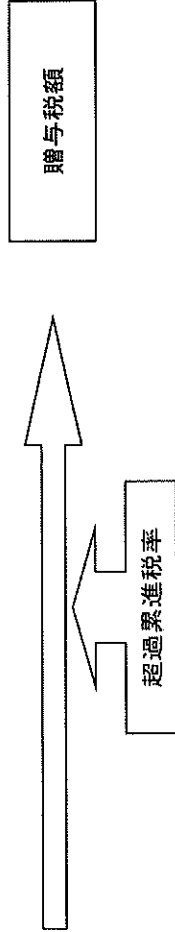
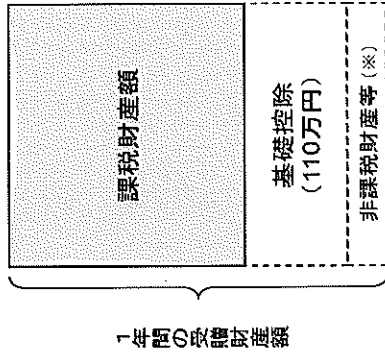
用途	区分	限度面積	減額割合
事業用	特定事業用宅地等	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用	貸付事業用宅地等	200㎡	50%
居住用	特定居住用宅地等	330㎡	80%

個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例(特定事業用宅地等)の主な違い

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例
事前の計画策定等	5年以内の個人事業承継計画の提出 (平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (平成31年1月1日から令和10年12月31日まで)	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	・宅地等(400㎡まで) ・建物(床面積800㎡まで) ・一定の減価償却資産	宅地等(400㎡まで)のみ
減額割合	100%(納税猶予)	80%(課税価格の減額)
事業の継続	終身	申告期限まで

《参考1》贈与税(暦年課税・相続時精算課税)の仕組み

1 暦年課税の仕組み



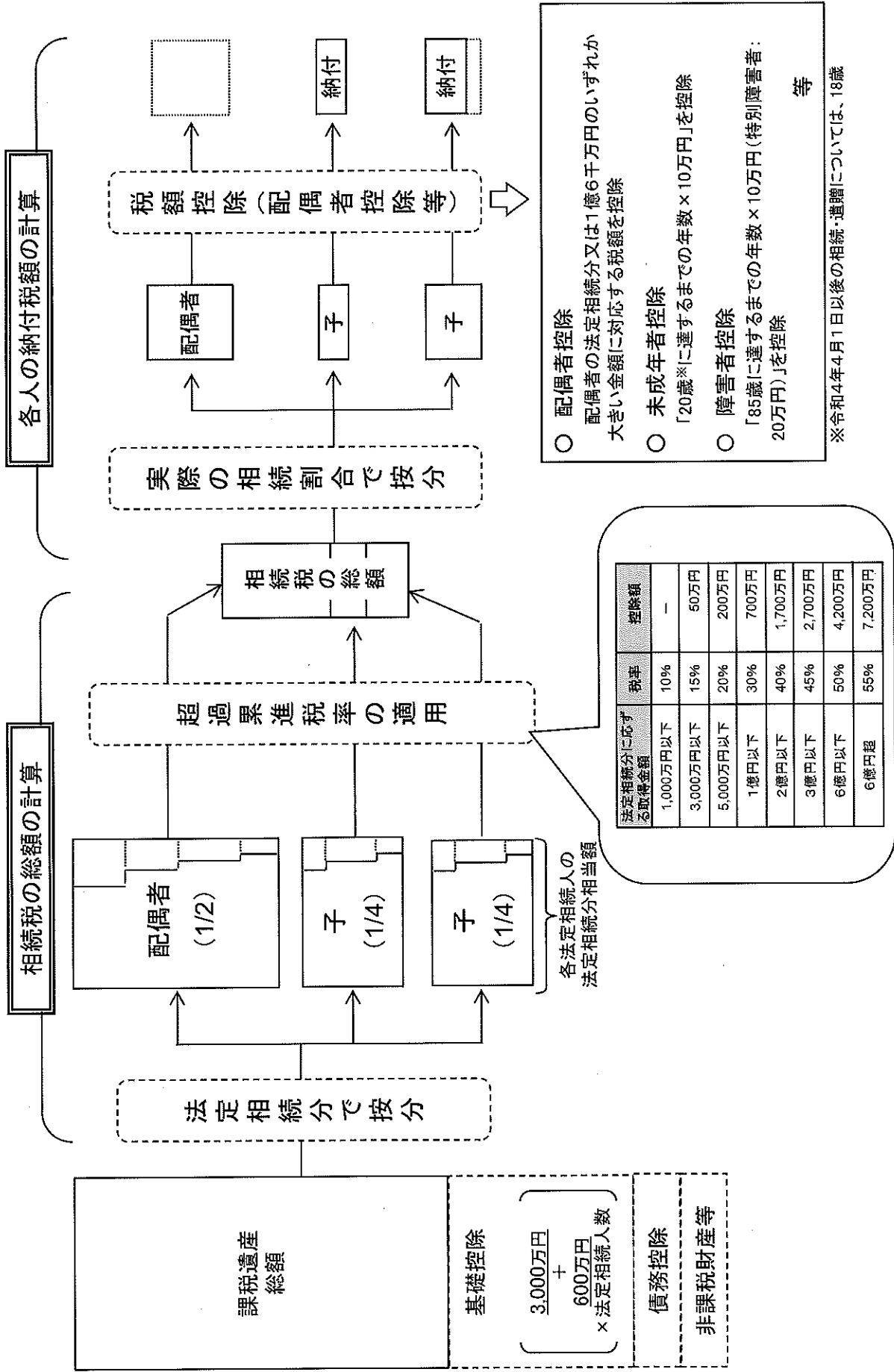
直系尊属(20歳以上)		一般	
課税財産額(基礎控除後の課税価格)	税率	課税財産額(基礎控除後の課税価格)	税率
200万円以下	10%	200万円以下	10%
400万円以下	15%	300万円以下	15%
600万円以下	20%	400万円以下	20%
1,000万円以下	30%	600万円以下	30%
1,500万円以下	40%	1,000万円以下	40%
3,000万円以下	45%	1,500万円以下	45%
4,500万円以下	50%	3,000万円以下	50%
4,500万円超	55%	3,000万円超	55%

※ 扶養義務者相互間の生活費又は教育費に充てるための受贈財産等

2. 相続時精算課税の仕組み

【贈与時】	制度の仕組み	【参考】 暦年課税の場合
① 贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ② 累積で2,500万円の非課税枠 ③ 非課税枠を超えた額に一律20%の税率	<p>3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (平成27年1月1日以後の相続で、法定相続人が配偶者と子2人の場合)</p> <p>贈与額: 3,000万円</p> <p>非課税枠: 2,500万円</p> <p>税率: 20%</p> <p>納付税額: 100万円</p>	<p>納付税額: 1,036万円</p>
贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	<p>贈与額: 3,000万円</p> <p>相続額: 1,500万円</p> <p>4,500万円 < 基礎控除: 4,800万円</p> <p>無税 贈与時の納付税額100万円は還付</p>	<p>無税</p>
※ 原則として60歳以上の者から20歳以上の推定相続人(直系尊属)・孫への贈与が対象		合計納税額: 1,036万円

《参考2》 相続税の仕組み



《参考3》 個人事業承継計画・円滑化法の認定等に関する窓口について

- 「個人事業承継計画の提出」に関する窓口は、先代事業者の主たる事務所が所在する都道府県になります。
- 「円滑化法の認定」・「円滑化法の確認」に関する窓口は、後継者の主たる事務所が所在する都道府県になります。

<各都道府県のお問合せ先>

令和4年4月1日現在

北海道	経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 地域経済課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	産業労働部 産業創造振興課 スタートアップ推進室	023-630-2708	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2742
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5354
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3173	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部 地域企業支援課 経営・事業承継支援係	027-226-3339	広島県	商工労働局 イノベーション推進チーム	082-513-3355
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	商工労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課	043-223-2712	徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当	03-5320-4785	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局 経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援係	025-280-5235	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 地域産業支援課	076-444-3248	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部 産業振興課	055-223-1541	長崎県	産業労働部 経営支援課 〔製造業以外〕商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課	095-895-2651
長野県	産業労働部 経営・創業支援課 創業・承継支援係	026-235-7194	熊本県	〔製造業〕商工労働部 産業振興局 産業支援課	096-333-2319
岐阜県	商工労働部 商業・金融課	058-272-8389	大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 〔建設業、商業、サービス業等〕 産業労働部 創業・経営課	059-224-2447	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
福井県	〔製造業等〕産業労働部 産業技術課	0776-20-0367			
		0776-20-0370			